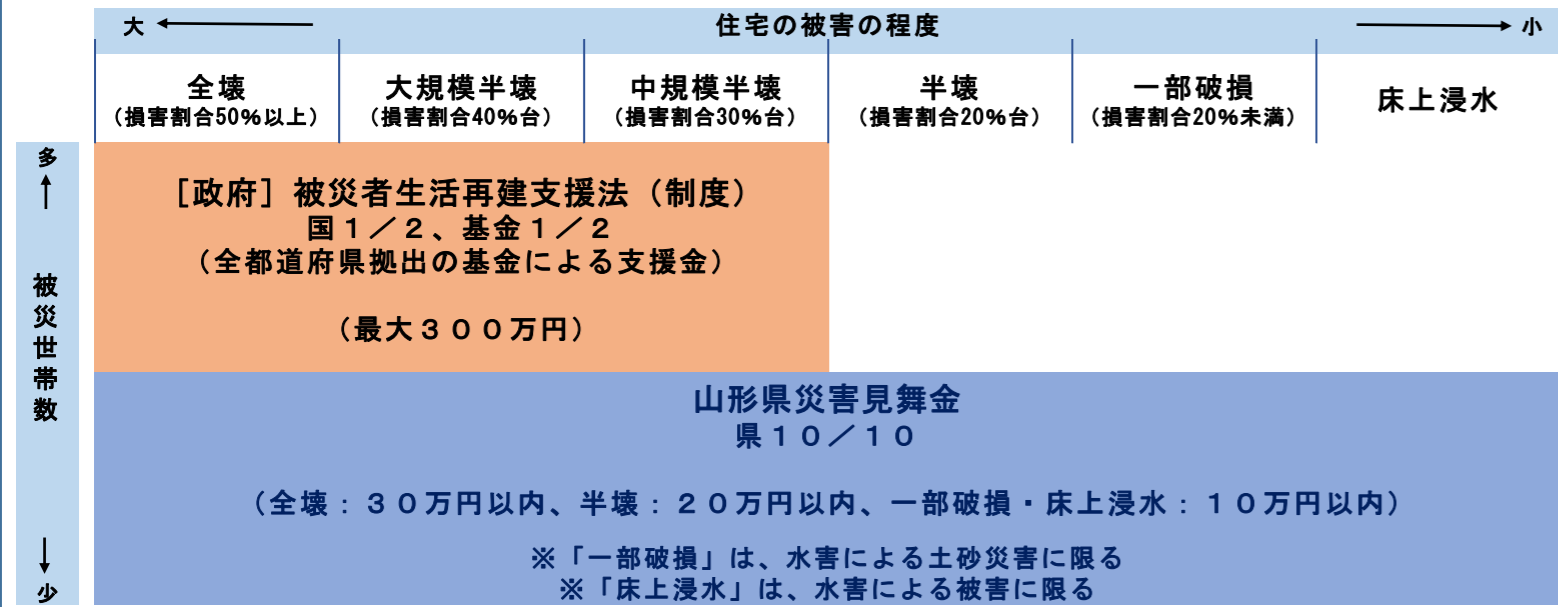


これまでの災害時における被災者への主な支援

	【政府】被災者生活再建支援法（制度）	【県】山形県災害見舞金																																											
概要	住宅に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援するため、国の補助金と都道府県が拠出した基金を活用して、支援金を支給する制度	豪雨や地震など、災害により被害を受けた世帯主に対し、県から見舞金を支給する制度																																											
対象者	住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊等した世帯	住宅が全壊、半壊等した世帯 ※水害は、一部破損又は床上浸水した世帯も対象																																											
金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金 <small>※賃貸は、公営住宅を除く。</small></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②大規模半壊 (損害割合40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③中規模半壊 (損害割合30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		基礎支援金	加算支援金 <small>※賃貸は、公営住宅を除く。</small>	計	①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃貸	50万円	150万円	②大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃貸	50万円	100万円	③中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃貸	25万円	25万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①全壊 (損害割合50%以上)</td> <td>30万円以内</td> </tr> <tr> <td>②半壊 (損害割合20~40%台)</td> <td>20万円以内</td> </tr> <tr> <td>③一部破損・ 床上浸水</td> <td>10万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	①全壊 (損害割合50%以上)	30万円以内	②半壊 (損害割合20~40%台)	20万円以内	③一部破損・ 床上浸水	10万円以内
	基礎支援金	加算支援金 <small>※賃貸は、公営住宅を除く。</small>	計																																										
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																									
		補修	100万円	200万円																																									
		賃貸	50万円	150万円																																									
②大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																									
		補修	100万円	150万円																																									
		賃貸	50万円	100万円																																									
③中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																									
		補修	50万円	50万円																																									
		賃貸	25万円	25万円																																									
①全壊 (損害割合50%以上)	30万円以内																																												
②半壊 (損害割合20~40%台)	20万円以内																																												
③一部破損・ 床上浸水	10万円以内																																												



山形県被災者生活再建支援事業（県・市町村による独自の支援策）の概要

自然災害により、住宅に著しい被害（中規模半壊以上）を受けた被災者のうち、被災者生活再建支援法が適用されない世帯の生活の早期再建を支援し、生活の安定に資するため、当該世帯に対し、県と市町村が連携して、政府と同等の生活再建のための支援金を支給する。

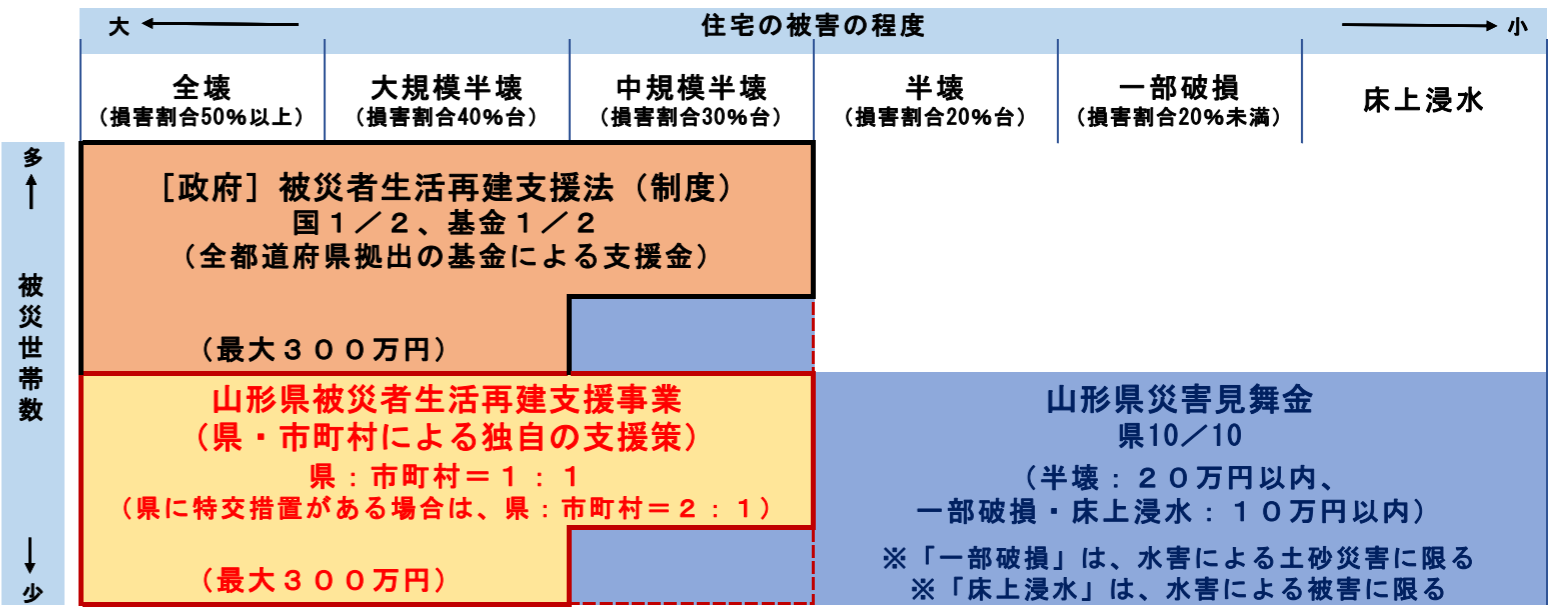
①適用要件等

【適用要件】 自然災害により、政府の制度の対象被害である中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合
 ⇒中規模半壊以上の被害に遭った世帯は、政府の制度か支援事業のいずれかにより支援

【支給額】 最大300万円（政府の制度と同じ）

【県見舞金（県10/10）との関係】

- 被害の程度が小さい「半壊」「一部破損」「床上浸水」には、従前どおり、県見舞金を支給
- 見舞金に相当する基礎支援金が含まれていない（左表参照）中規模半壊世帯にも県見舞金を支給
- 豪雪被害は、住宅被害と災害の因果関係が明確でない場合があるため、この支援事業の対象とはせず、これまでと同様の県見舞金を支給（全壊～半壊）



②財政負担

【負担割合】 県：市町村＝1：1（県に特交措置がある場合（☆）は、県：市町村＝2：1）
 ☆全国のいずれかの自治体で支援法が適用された災害において、県が支援法の適用対象と異なる被災者に、同等の支援を行った場合、その額の0.5が特別交付税措置される。

【予算措置】 災害発生時に、県と被災市町村の補正予算で対応

③事務手続き

【申請窓口】 被災市町村に設置
 【支給】 市町村から申請者へ支給

④適用時期

令和4年8月3日からの大雨による災害から適用

⇒将来的には、県の他部局の既存事業との連携・統合も考えられることから、この事業を土台に、よりよい支援制度となるよう、さらに検討

支援法の現状・課題

◆対象となる自然災害

全壊10世帯以上の被害が発生した市町村など大規模な災害に限定

- ※昨年度まで、本県で支援法が適用されたのは1市のみ（平成26年7月・南陽市）
- ※令和2年7月豪雨災害でも、県内に、支援法が適用された市町村は無し
- ※本年8月3日からの大雨では、飯豊町と川西町のみが法適用となり、他の市町村は適用無し

【課題】同じ災害で被災しても、被害状況により、法適用となる市町村と、ならない市町村が存在
 ⇒被災者の生活再建を支援するため、政府の制度を補完する独自の支援策が必要

※全国の状況 / 最大300万円を支給する恒久的制度を導入：27都府県（令和4年5月1日現在）

独自の支援策に係る検討経過

令和元年度から、他都道府県の支援策の事例研究や聞き取りを行うとともに、市町村との連携が重要との考え方のもと、令和2年度から、市町村防災担当部局へのアンケート調査や、担当職員との検討会、全市町村を訪問しての意見交換を実施